

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十五年七月二十六日

## 目次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監査委員)

ページ

## 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十五年六月一日から同年六月三十日まで執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年七月二十六日

岐阜県監査委員	渡	辺	嘉	山
岐阜県監査委員	平	岩	正	光
岐阜県監査委員	鵜	飼	誠	
岐阜県監査委員	石	井	直	子
岐阜県監査委員	藤		良	寛

### 第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 総合企画部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	本課検討事項	
	6	1	3	4	1	3
		1		4	1	3
	2	1	1	4	1	3

農 政 部	2	0	1	1	0	1	0
林 政 部							
県 土 整 備 部	2	1	0	1	1	0	0
都 市 建 築 部							
振 興 局	2	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	2	0	2	4	0	4	0
警 察 本 部	4	3	0	6	5	1	0
そ の 他	2	0	0	0	0	0	0
合 計	22	6	7	20	8	12	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・ 本課検討事項 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。  
「J」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、13機関において、8件の指摘事項及び12件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 健康福祉部 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中央子ども相談センター	平成25年6月7日	西濃子ども相談センター	平成25年6月7日
中濃子ども相談センター	平成25年6月7日	東濃子ども相談センター	平成25年6月7日
飛騨子ども相談センター	平成25年6月7日	女性相談センター	平成25年6月7日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃子ども相談センター	指導事項	庁舎床・硝子・便所清掃業務委託に係る契約事務において、委託業務の完了届を受理する際に、一部の業務について記載もれがあったにもかかわらず、これをそのまま受理していたので、今後は適正に処理されたい。
東濃子ども相談センター	指摘事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件1,140円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛騨子ども相談センター	指導事項	庁舎管理業務委託及び自動防犯装置の保守業務委託に係る2件の支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、請求書受理日を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。
女性相談センター	指導事項	配偶者からの暴力被害女性等の一時保護委託業務に係る契約事務において、平成22年5月1日から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に関係条文等を記載すべきところ、記載されていたので、今後は適正に処理されたい。

2 商工労働部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
工業技術研究所	平成25年6月10日	産業技術センター	平成25年6月7日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容

工業技術研究所	指摘事項	旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 用務先から宿泊場所への交通費が発生しているにもかかわらず、旅行諸費を支給したこと及び旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件100円が過払いとなっている。 2 旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件450円が支払不足となっている。
産業技術センター	指導事項	現金収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかった。 2 編てつして保存しておくべき現金領収証書原符を、切り離して別保管していた。 3 現金領収証書原符(写)を、調定決議書兼収入金調書の証拠書類として添付していなかった。
	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件590円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	庁舎管理業務委託及びNMR(核磁気共鳴装置)保守点検業務委託に係る2件の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に係る条文等を記載すべきところ、記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

3 農政部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	平成25年6月3日	郡上農林事務所	平成25年6月5日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
郡上農林事務所	指導事項	笠峰県内転飼に係る許可事務において、転飼許可証の転飼期間が転飼希望場所の土地使用承諾期間を超えていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 県土整備部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
郡上土木事務所	平成25年6月7日	長良川上流河川開発工事事務所	平成25年6月7日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
郡上土木事務所	指摘事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として201,420円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

5 振興局 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃振興局揖斐事務所	平成25年6月3日	中濃振興局中濃事務所	平成25年6月10日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

6 教育委員会 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美術館	平成25年6月7日	郡上北高等学校	平成25年6月5日

【監査の結果】  
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
美術館	指導事項	空調機中央監視装置更新工事に係る契約事務において、岐阜県会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の貸付事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。
郡上北高等学校	指導事項	現金収入事務において、編てつして保存しておくべき現金領収証書原符を調定決議書兼収入金調書に証拠書類として添付していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件450円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

7 警察本部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜中警察署	平成25年6月10日	岐阜南警察署	平成25年6月10日
岐阜羽鳥警察署	平成25年6月10日	郡上警察署	平成25年6月7日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜中警察署	指摘事項	県帰属拾得物品の処分事務において、供用すべき使用可能な郵便はがき18枚について不用決定し、廃棄していたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の7件の交通事故について、損害賠償金として3,887,202円の費用負担が発生し、また、修繕料1,545,997円(うち相手方負担分791,680円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	保管していた拾得物品について、誤廃棄したことにより、損害賠償金15,120円が支払われていたため、保管拾得物品の適正な管理について一層の徹底を図られたい。
岐阜南警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として207,035円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜羽鳥警察署	指摘事項	公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として450,874円の費用負担が発生し、また、修繕料296,414円(うち相手方負担分174,530円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えた時間について時間外勤務手当を支給していなかったことにより、1件3,244円が支払不足となっていた。 2 上記週休日の振替に係る勤務管理簿の整理が行われていなかった。

8 その他 ( 2 機関 )

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会揖斐地方事務局	平成25年6月3日	選挙管理委員会中瀬地方事務局	平成25年6月10日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

平成二十五年七月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社